

# 日本 AEM 学会技術賞規程

## 第1章 総則

- 第1条 本会に日本 AEM 学会技術賞（以下「本賞」という）を設ける。
- 第2条 本賞は、社会的に有意義な装置・機器の開発につながる新しい技術を生み出した企業、グループまたは個人に対し、その努力と精進に報いるとともに、旺盛な開発意欲を高揚させることを目的として贈賞する。
- 第3条 受賞候補企業、個人は日本 AEM 学会賛助会員または会員であるものとする。受賞候補グループにおいては構成員の少なくとも一人が日本 AEM 学会会員であるものとする。
- 第4条 本賞は、同一年度に同一発表に対して、本会のその他の賞と重複して贈賞しない。
- 第5条 本賞の審査対象技術は、前年の7月1日以降6月30日までに発行された日本 AEM 学会誌、日本 AEM 学会が主催した主要な会議に発表された技術とする。
2. ただし、自薦・他薦による推薦は過去2年間に発表された技術までを対象とする。
  3. さらに、当該年度の技術発表と続報関係にある、研究・開発対象を一にする複数技術発表をまとめて一つの成果として選考することも考慮し、その場合、過去数年間に発表された技術を考慮することがある。
- 第6条 贈賞は、原則として毎年3件以内とする。
- 第7条 贈賞に値する論文がないときは、その年度に贈賞しない。
- 第8条 同一人が再受賞することは、差し支えないものとする。

## 第2章 審査委員会

- 第9条 本会に、日本 AEM 学会論文賞および日本 AEM 学会著作賞ならびに日本 AEM 学会技術賞、日本 AEM 学会奨励賞、日本 AEM 学会谷順二賞の審査を行う5賞合同の論文賞等審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。
- 第10条 審査委員会委員長は、理事会の議決により、会長が指名する。
- 第11条 審査委員会の幹事および委員は、審査委員会委員長の推薦により、会長が委嘱する。
- 第12条 審査委員の任期は当該年度の審査が終了するまでとする。
- 第13条 審査委員会の定足数は、委任状も含め、委員長、幹事を含む審査委員総数の3分の2とし、出席委員の過半数の同意を持って議決する。
2. 賛否同数の場合は委員長が決定する。
- 第14条 審査手続きは、別に定める日本 AEM 学会論文賞・日本 AEM 学会著作賞・日本 AEM 学会技術賞・日本 AEM 学会奨励賞・日本 AEM 学会谷順二賞 審査要領による。
- 第15条 審査委員会委員長は、毎年9月または10月の理事会に審査結果を報告する。

## 第3章 受賞者の決定

- 第16条 理事会は、審査委員会委員長の報告を受け、受賞者の決定をする。

## 第4章 表彰

- 第17条 贈賞は、毎年 MAGDA コンファレンスにおいて行うことを原則とする。
- 第18条 賞は、賞状および賞牌とする。
- 第19条 連名の場合の賞状は、日本 AEM 学会会員である連名者全員に贈る。賞牌は、筆頭著者に贈る。

2013年12月2日 理事会承認

以上